

公正取引委員会における平成 29 年度の政策評価結果について

平成 29 年 8 月 31 日

公正取引委員会

公正取引委員会は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づき、今般、平成 29 年度の政策評価対象施策について、評価書を取りまとめました（別添 1 参照）。

取りまとめに当たっては、公正取引委員会政策評価委員（別紙 1 記載の外部有識者に委嘱）から意見を聴取し、当該意見を政策評価書に反映させています。

なお、公正取引委員会が実施する施策のうち実績評価方式による事後評価の対象となるものについて、平成 28 年度の実績の測定（モニタリング）を行い、その結果を「平成 29 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」（平成 29 年 4 月 1 日公表）に記入しました（別添 2 参照）。

1 平成 29 年度の政策評価対象施策（公正取引委員会の政策評価体系は別紙 2 参照）

- 競争政策の広報・広聴 【別添 1－1】（標準様式）
【別添 1－2】（実績評価書資料）

2 政策評価に対する意見募集

公正取引委員会は、前記 1 の政策評価対象施策に係る評価結果について、各方面から広く意見を求めることとしています。

(1) 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電子メールアドレス、FAX 番号又は電話番号）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：seisakuhyouka-0-jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。電子メールを送信される際は、「@」に置き換えて利用してください。)

(注) 電子メールの件名を「政策評価対象施策に係る評価結果に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

宛先を「官房総務課 政策評価係」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号：03-3581-1963

(注) 送信票の件名に「政策評価対象施策に係る評価結果に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局 官房総務課 政策評価係 宛て

(2) 意見提出期限

平成29年10月2日(月)18:00必着

(3) 意見提出上の注意

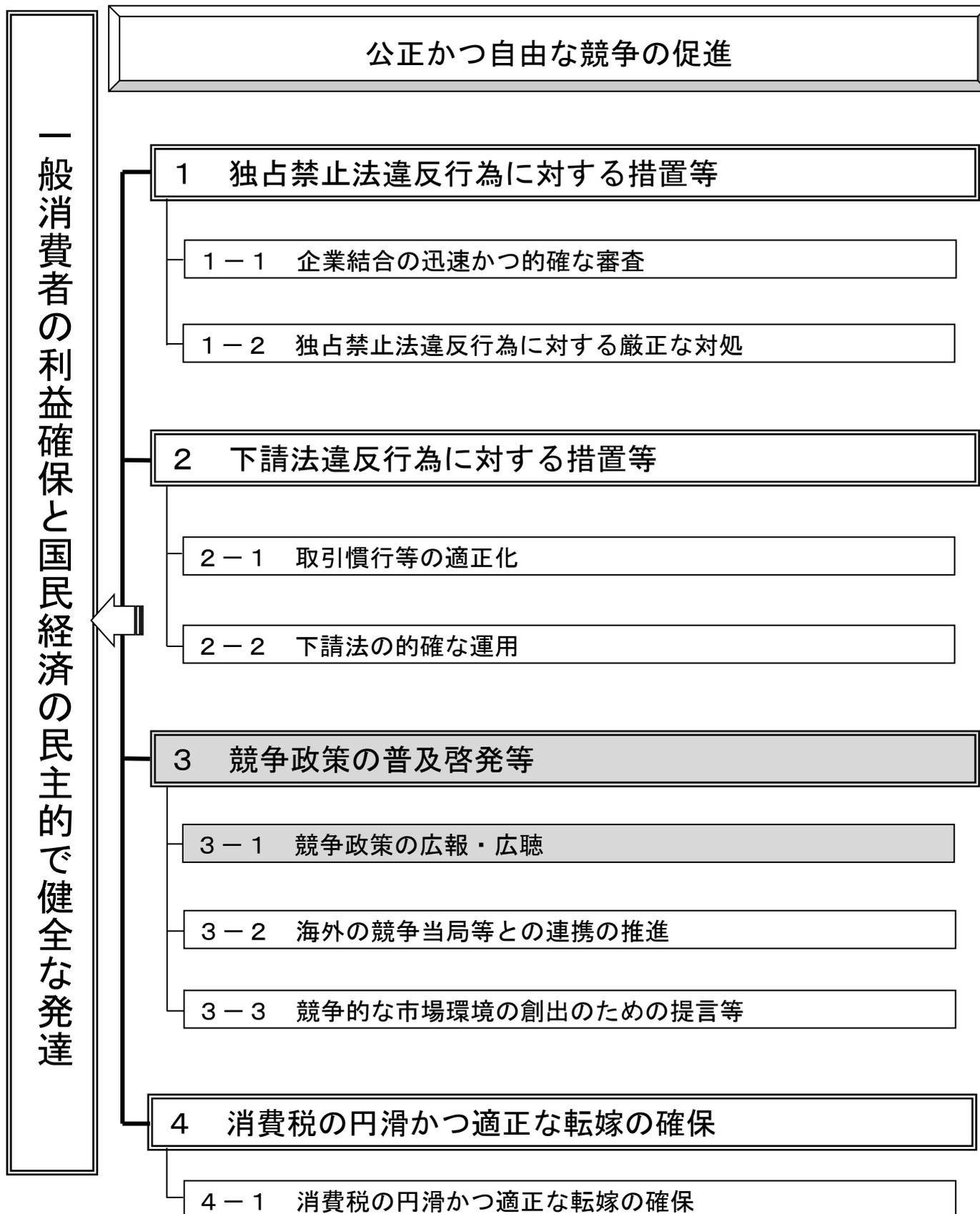
意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電子メールアドレス、FAX番号及び電話番号は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

公正取引委員会政策評価委員

氏名（50音順）	所属等
柿崎 平	株式会社日本総合研究所 産業革新コンサルティンググループ 部長／プリンシパル
小西 彦衛	公認会計士
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
中村 豪	東京経済大学経済学部教授
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

公正取引委員会の政策評価体系（政策目標及び主要な施策等）



（注）網掛け部分が平成 29 年度の政策評価対象である。

平成29年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会29-①)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴					
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。					
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	24,227	24,197	23,974	24,375
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	24,227	24,197		
執行額(千円)	21,160	20,278				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

独占禁止法教室開催件数	年度ごとの目標値	実績値					評価対象年度	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	26年度～28年度	目標達成
		112件	141件	148件	164件	196件		
76件以上	86件以上	101件以上	111件以上	121件以上				
消費者セミナー開催状況	年度ごとの目標値	実績値					評価対象年度	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	26年度～28年度	目標達成
		50件	49件	53件	57件	77件		
41件以上	42件以上	42件以上	42件以上	43件以上				
一日公正取引委員会の開催状況	年度ごとの目標値	実績値					評価対象年度	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	26年度～28年度	目標達成
		8件(2,262人)	8件(1,603人)	8件(1,440人)	8件(1,686人)	2,222人		
8件	8件	8件	8件	1,490人以上				
地方有識者との懇談会開催件数	年度ごとの目標値	実績値					評価対象年度	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	26年度～28年度	目標達成
		82件	88件	91件	96件	86件		
83件以上	80件以上	81件以上	82件以上	83件以上				
独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	年度ごとの目標値	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	26年度～28年度	相当程度進展有り
		別紙のとおり。						

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>	<p>測定指標のうち、一日公正取引委員会開催件数及び参加人数、消費者セミナー開催件数、独占禁止法教室開催件数並びに地方有識者との懇談会開催件数については、いずれも数値目標を達成している。</p> <p>また、「独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況」については、一定の実績を上げており、取組が相当程度進展したと考えられる。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る上で、必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>一方、ウェブアンケート調査の結果によると、公正取引委員会について「よく知っている」又は「知っている」と回答した者は46.4%(475名)、また、独占禁止法について「よく知っている」又は「知っている」と回答した者は58.3%(596名)であり、地方有識者や協力委員からも各種広報活動の取組の拡大を求める声があることから、引き続き競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、広報・広聴活動を推進していく必要がある。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【施策】</p> <p>競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、現在の目標を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できることから、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進することとするが、以下の点については改善する必要がある。</p> <p>a 独占禁止法教室及び消費者セミナーの開催</p> <p>独占禁止法教室及び消費者セミナーは、学生及び消費者の競争政策に対する理解の増進を図るために有効な取組であり、その開催回数は増加傾向にあるが、開催実績のない又は少ない府県がみられることから、例えば、当該府県における教育関係機関や消費者団体等に積極的にその意義を説明するなどの取組をより積極的に行っていく必要がある。</p> <p>b SNSによる情報発信</p> <p>Twitterの閲覧者数(フォロワー数)は順調に増加しているが、協力委員からは、「もっとSNSを活用すべきである。一般の人が関心を持ちそうな情報を分かりやすくして、FacebookやTwitterに掲載してはどうか。」といった意見が寄せられているほか、ウェブアンケート調査の結果においても、公正取引委員会Twitterの改善点として、「法律を知らない人向けの情報を提供する」、「画像、イラスト等を増やす」といった改善点が挙げられている。このため、SNSによる情報発信に際しては、より分かりやすい表現とすることや、画像、イラスト等を活用するなどの工夫をしていく必要がある。</p> <p>c 動画</p> <p>公正取引委員会が作成した各種動画については、協力委員から、評価する意見が寄せられている一方で、アクセス数が更に増えるようにすべきといった意見も寄せられている。また、ウェブアンケート調査の結果においても、各種動画の認知度は低い状況にある。このため、地方有識者との懇談会、講演会等の場において各種動画の案内文書を配布したり、視聴の機会を設けるなど、各種動画の認知度を高めていく必要がある。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p>・広報活動の対象者と対象者に対して伝えたいメッセージは何か。(田辺委員)</p> <p>(事業者に対しては独占禁止法等の違反行為の未然防止、学生や消費者、若年層の社会人等に対しては、公正取引委員会の認知や独占禁止法等の趣旨の理解等が重要である旨回答した。)</p> <p>・一日公正取引委員会の開催エリアの選定を下請法が普及していない地域、過去に違反行為が行われた地域等、戦略的に実施していくことが効果的ではないか。(中村委員)</p> <p>(現状、地方事務所等の所在地以外の都市でバランスよく開催することとしているが、意見を踏まえ、開催エリアを選定する際に検討したい旨回答した。)</p> <p>・SNSによる情報発信を報道発表を行った案件以外も行うなどして頻度を上げ、公正取引委員会の認知度を高めることも重要ではないか。(若林委員)</p> <p>(意見を踏まえ、公正取引委員会の認知度を高めるような発信に取り組んでいく旨回答した。)</p> <p>・広報活動の対象者の行動を分析し、仮説を設定しつつ実施していくなどして、より効果的に広報活動を実施していくことが必要である。(柿崎委員)</p> <p>一日公正取引委員会は、独占禁止法や下請法の講習会等を1つのパッケージにしているが、どのように実施しているのか。また、その方法を分かりやすく記載していただきたい。(小西委員)</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p> <p>・一日公正取引委員会の参加人数が平成28年度に増えているが、その理由があれば説明を追記いただきたい。(小西委員)</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p> <p>・予算と広告費換算の比較のみで効率性を評価しているが、別の要素、例えば、広報・広聴活動の手数を少なくする観点等からも効率性を検証し、それを記載していただきたい。(小西委員)</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書に所要の修正を行った。)</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート【平成26年度ないし平成28年度】 ②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート【平成26年度ないし平成28年度】 ③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート【平成26年度ないし平成28年度】 ④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査【平成26年度:作成者 株式会社ジャパン通信社, 平成27年度:作成者 株式会社ジャパン通信社, 平成28年度:作成者 株式会社ジャパン通信社】 ⑤独占禁止懇話会会合議事概要【平成26年度ないし平成28年度報道発表文】 ⑥独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見について【平成26年度ないし平成28年度報道発表文】 ⑦有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について【平成26年度ないし平成28年度報道発表文】 ⑧広報に関するウェブアンケート 調査対象者(有効回答者数1,023名): 給与所得者(208名), 教育関係者(154名), 学生(150名), 経営者(102名), 法曹関係者(85名), 職業条件なし(324名) 調査方法: ウェブアンケート調査(選択式, 自由記載式) 作成者: 株式会社インテージ 調査期間: 平成29年3月14日から同月16日まで (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>官房総務課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>官房総務課長 藤本 哲也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年4月～7月</p>
--------------	--------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
測定指標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。
	① 独占禁止懇話会の開催回数[2回]	① 同左[3回]				
	② 報道発表件数[258件]	② 同左[286件]	② 同左[318件]	② 同左[337件]	② 同左[374回]	② 同左[374回]
	③ 各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[5億2245万円]	③ 同左[3億9036万円]	③ 同左[2億8416万円]	③ 同左[3億6633万円]	③ 同左[3億7317万円]	③ 同左[3億7317万円]
	④ メールマガジン登録件数[5,070名]	④ 同左[5,382名]	④ 同左[5,443名]	④ 同左[5,575名]	④ 同左[5,771名]	④ 同左[5,771名]
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[1,938,070件]	⑤ 同左[2,114,771件]	⑤ 同左[1,997,895件]	⑤ 同左[1,801,125件]	⑤ 同左[2,249,084件]	⑤ 同左[2,249,084件]
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画の再生件数[515,846件]	⑥ 同左[180,667件]	⑥ 同左[130,812件]	⑥ 同左[145,537件]	⑥ 同左[232,944件]	⑥ 同左[232,944件]
	⑦ 独占禁止法教室参加者の内容理解度[88%](注1)	⑦ 同左[91%]	⑦ 同左[91%]	⑦ 同左[92%]	⑦ 同左[91%]	⑦ 同左[91%]
	⑧ 独占禁止法教室参加者の満足度[87%](注1)	⑧ 同左[88%]	⑧ 同左[86%]	⑧ 同左[88%]	⑧ 同左[87%]	⑧ 同左[87%]
	⑨ 消費者セミナー参加者の内容理解度[83%](注1)	⑨ 同左[84%]	⑨ 同左[88%]	⑨ 同左[88%]	⑨ 同左[88%]	⑨ 同左[88%]
	⑩ 消費者セミナー参加者の満足度[74%](注1)	⑩ 同左[70%]	⑩ 同左[79%]	⑩ 同左[78%]	⑩ 同左[71%]	⑩ 同左[71%]
⑪ 一日公正取引委員会参加者の評価[79%](注2)	⑪ 同左[91%]	⑪ 同左[90%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[87%]	
年度ごとの目標値	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。					

(注1) 理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。

実績評価書資料

担当課 官房総務課

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

競争政策の広報・広聴

【具体的内容】

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（平成 26 年度ないし平成 28 年度）

3. 評価の実施時期

平成 29 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 独占禁止法教室

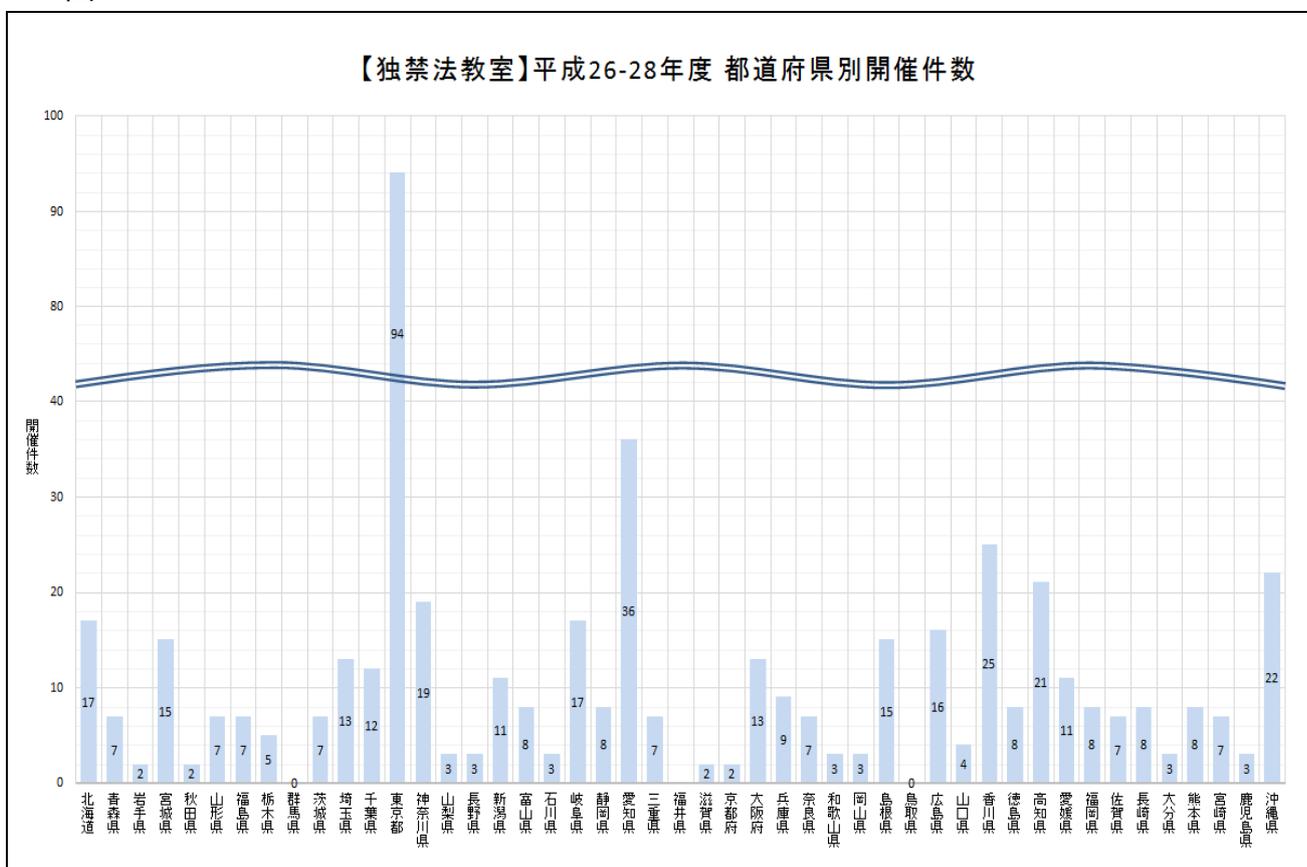
独占禁止法教室は、将来を担う中学生、高校生、大学生等に対し、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、各学校に公正取引委員会の職員を講師として派遣して開催している。

平成26年度ないし平成28年度の中学校、高校及び大学等における開催件数は、表1のとおりであり、当該3年度における都道府県別の開催件数は、図1のとおりである。

表1 独占禁止法教室の開催件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中学校	69件	61件	54件
高校	18件	27件	33件
大学等	61件	76件	109件
合計	148件	164件	196件

図1



また、独占禁止法教室の参加者に対してアンケート調査を実施したところ、内容理解度は表2-1～2-4のとおり、満足度は表3-1～3-4のとおりであった。

表 2-1 独占禁止法教室参加者の内容理解度（全体）

	理解できた	おおむね 理解できた	どちらとも いえない	やや理解で きなかった	理解でき なかった	未回答
平成 26 年度	52.0%	38.9%	6.9%	1.1%	0.4%	0.8%
平成 27 年度	50.2%	41.4%	6.5%	1.1%	0.3%	0.5%
平成 28 年度	46.0%	44.5%	7.7%	1.0%	0.2%	0.5%

表 2-2 独占禁止法教室参加者の内容理解度（中学生）

	理解できた	おおむね 理解できた	どちらとも いえない	やや理解で きなかった	理解でき なかった	未回答
平成 26 年度	65.5%	29.7%	3.4%	0.3%	0.2%	0.9%
平成 27 年度	66.2%	29.9%	3.1%	0.3%	0.1%	0.4%
平成 28 年度	67.6%	28.7%	2.9%	0.3%	0.2%	0.4%

表 2-3 独占禁止法教室参加者の内容理解度（高校生）

	理解できた	おおむね 理解できた	どちらとも いえない	やや理解で きなかった	理解でき なかった	未回答
平成 26 年度	53.4%	35.9%	7.9%	1.1%	0.8%	0.9%
平成 27 年度	60.5%	34.7%	3.6%	0.4%	0.0%	0.7%
平成 28 年度	58.1%	35.1%	5.3%	0.7%	0.3%	0.5%

表 2-4 独占禁止法教室参加者の内容理解度（大学生等）

	理解できた	おおむね 理解できた	どちらとも いえない	やや理解で きなかった	理解でき なかった	未回答
平成 26 年度	24.7%	59.4%	12.7%	2.5%	0.3%	0.4%
平成 27 年度	27.0%	57.8%	11.8%	2.5%	0.5%	0.5%
平成 28 年度	26.5%	59.1%	11.8%	1.7%	0.2%	0.6%

表 3-1 独占禁止法教室参加者の満足度（全体）

	満足	おおむね 満足	普通	やや不満	不満	未回答
平成 26 年度	56.9%	29.5%	12.4%	0.6%	0.2%	0.3%
平成 27 年度	58.6%	29.8%	10.6%	0.5%	0.2%	0.3%
平成 28 年度	52.7%	34.2%	12.0%	0.5%	0.2%	0.5%

表 3-2 独占禁止法教室参加者の満足度（中学生）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
平成 26 年度	68.8%	21.6%	8.6%	0.4%	0.2%	0.4%
平成 27 年度	74.1%	18.2%	7.0%	0.3%	0.2%	0.2%
平成 28 年度	71.1%	20.8%	7.5%	0.3%	0.2%	0.1%

表 3-3 独占禁止法教室参加者の満足度（高校生）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
平成 26 年度	52.2%	27.6%	18.7%	0.9%	0.4%	0.2%
平成 27 年度	66.7%	21.9%	10.8%	0.3%	0.1%	0.2%
平成 28 年度	62.9%	24.1%	12.1%	0.6%	0.2%	0.1%

表 3-4 独占禁止法教室参加者の満足度（大学生等）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
平成 26 年度	38.3%	46.2%	14.3%	0.7%	0.1%	0.4%
平成 27 年度	37.0%	46.6%	14.7%	0.9%	0.2%	0.6%
平成 28 年度	36.2%	47.5%	14.8%	0.6%	0.2%	0.8%

(2) 消費者セミナー

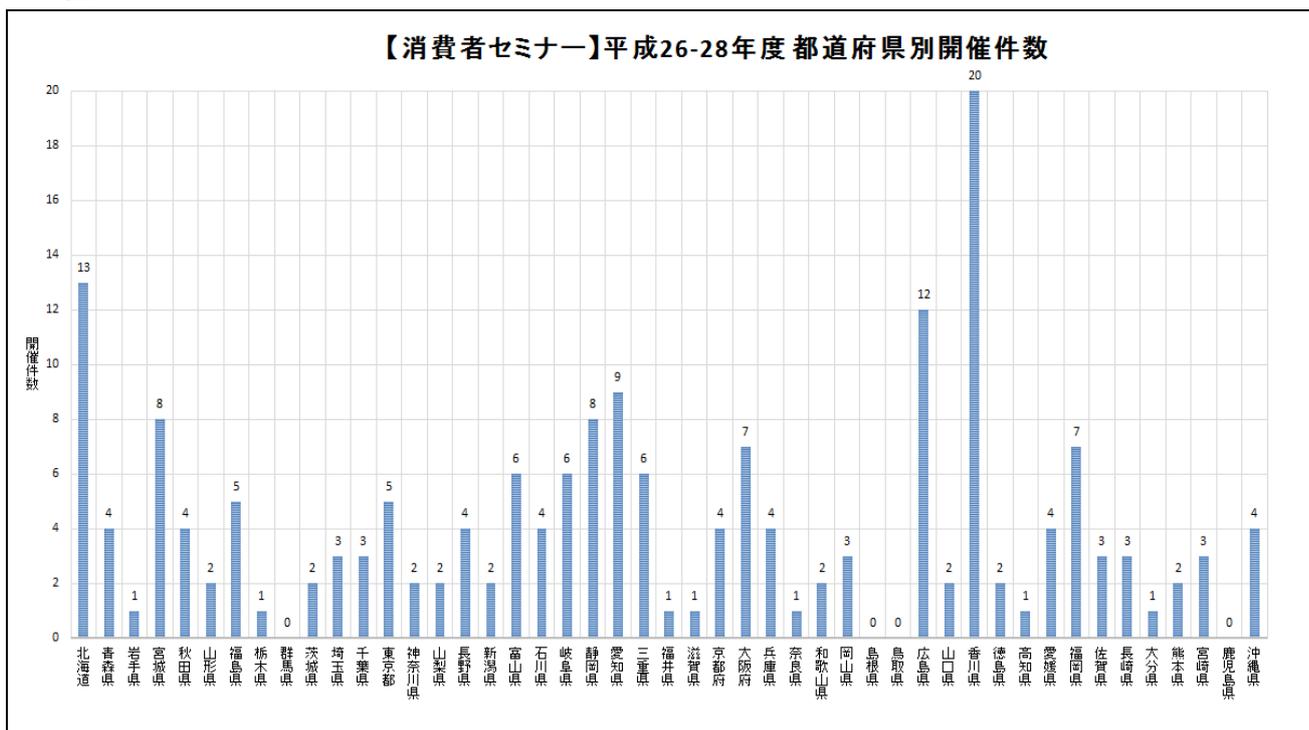
消費者セミナーは、一般消費者に対し、独占禁止法が消費者の暮らしに関わっていることを中心に説明するなどし、競争政策や公正取引委員会の活動について理解を得るとともに、これらを身近なものとして感じてもらうことを目的として行っている。

平成 26 年度ないし平成 28 年度の開催件数は、表 4 のとおりであり、当該 3 年度の間における都道府県別の開催件数は、図 2 のとおりである。

表 4 消費者セミナーの開催件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
53 件	57 件	77 件

図 2



また、消費者セミナーの参加者に対してアンケート調査を実施したところ、内容理解度は表5のとおり、満足度は表6のとおりであった。

表 5 消費者セミナー参加者の内容理解度

	理解できた	おおむね理解できた	どちらともいえない	やや理解できなかった	理解できなかった	未回答
平成26年度	31.0%	57.3%	6.5%	1.9%	0.3%	2.9%
平成27年度	33.5%	54.2%	6.5%	2.2%	0.3%	3.3%
平成28年度	28.2%	59.7%	8.2%	1.7%	0.1%	2.1%

表 6 消費者セミナー参加者の満足度

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
平成26年度	31.9%	47.2%	14.8%	2.8%	0.2%	3.1%
平成27年度	32.9%	45.2%	15.1%	1.9%	0.0%	4.9%
平成28年度	25.2%	45.8%	23.7%	2.1%	0.3%	2.9%

(3) 一日公正取引委員会

公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図り、これらの地域において当委員会の活動等を身近なものとするため、一日公正取引委員

会を開催している。

一日公正取引委員会は、同一会場において、時間割を組んで、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナーといった複数のイベントを開催するほか、相談コーナーを設置するとともに、開催地に所在する中学校、高校又は大学において独占禁止法教室を行っている。このように複数のイベントを同一会場で行い、参加者が関心を持つものに参加してもらうことで、公正取引委員会の活動内容等に関する情報に幅広く接することができるようにしている。

平成 26 年度ないし平成 28 年度における一日公正取引委員会の開催件数、参加人数等は、表 7 のとおりである。

表 7 一日公正取引委員会の開催件数及び参加人数

	開催件数 参加人数	開催地
平成 26 年度	8 件 1,440 人	苫小牧市, 青森市, 宇都宮市, 津市, 大津市, 山口市, 松山市, 佐賀市
平成 27 年度	8 件 1,686 人	函館市, 福島市, 横浜市, 岐阜市, 和歌山市, 岡山市, 高知市, 長崎市
平成 28 年度	8 件 2,222 人	帯広市, 秋田市, さいたま市, 浜松市, 神戸市, 下関市, 徳島市, 宮崎市

また、一日公正取引委員会の取組について、参加者にアンケート調査を実施したところ、表 8 のとおりであった。

表 8 一日公正取引委員会の取組に対する参加者の評価

	非常に良い	良い	あまり 必要ない	必要ない	未回答
平成 26 年度	25.2%	65.1%	3.1%	1.3%	5.9%
平成 27 年度	21.8%	65.3%	4.4%	0.8%	7.6%
平成 28 年度	23.6%	63.6%	4.6%	0.3%	7.9%

(4) 地方有識者との懇談会

地方有識者（各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等）と公正取引委員会の委員等との懇談会は、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、全国各地において開催している。

このほか、同様の観点から、地方事務所長等と地方有識者（各地経済団

体の役員等)との懇談会を開催している。

平成 26 年度ないし平成 28 年度の地方有識者との懇談会開催件数は、表 9 のとおりである。

表 9 地方有識者との懇談会開催件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
委員等	8 件	9 件	8 件
地方事務所長等	83 件	87 件	78 件
合計	91 件	96 件	86 件

また、地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会においては、これに併せて、各地区の事業者等に対し、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について理解を深めてもらうことを目的として、委員等による講演会を開催している。当該講演会については、参加者に対するアンケート調査を平成 28 年度から実施しているところ、公正取引委員会の活動に対する理解の向上度は表 10 のとおり、独占禁止法・下請法の理解の向上度は表 11 のとおり、公正取引委員会の役割についての賛同は表 12 のとおりであった。

表 10 公正取引委員会の活動に対する理解の向上

理解が深まった	おおむね理解が深まった	どちらともいえない	あまり理解が深まらなかった	理解が深まらなかった	未回答
28.0%	59.7%	9.2%	1.4%	0.2%	1.4%

表 11 独占禁止法・下請法の理解の向上

理解が深まった	おおむね理解が深まった	どちらともいえない	あまり理解が深まらなかった	理解が深まらなかった	未回答
25.8%	58.1%	12.5%	2.2%	0.4%	1.0%

表 12 公正取引委員会の役割についての賛同

賛同できた	おおむね賛同できた	どちらともいえない	あまり賛同できなかった	賛同できなかった	未回答
36.0%	51.3%	10.2%	1.4%	0.0%	1.0%

- (5) 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況

ア 独占禁止懇話会の開催

独占禁止懇話会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会の委員長及び委員が、学識経験者、産業界、消費者団体、中小企業団体等の各分野における有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として開催している。

平成 26 年度ないし平成 28 年度の開催件数は表 13 のとおりである。

表 13 独占禁止懇話会開催件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3 件	3 件	3 件

イ 独占禁止政策協力委員制度

独占禁止政策協力委員制度は、競争政策への理解の促進と地域経済の実状に即した政策運営に資するため、平成 11 年度から設置しており、各地域の有識者 150 名に委員（以下「協力委員」という。）を委嘱し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施において参考としている。

また、平成 26 年度ないし平成 28 年度のいずれの年度においても、各協力委員から意見・要望を聴取する前にテーマを定めて、意見聴取を行った。平成 26 年度ないし平成 28 年度における主なテーマは表 14 のとおりである。

表 14 協力委員への主な意見聴取テーマ

	主な意見聴取テーマ
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会の今後の活動・期待することについて ・ 消費税転嫁対策特別措置法施行に係る公正取引委員会の取組について ・ 競争環境の整備に係る調査・提言について ・ 広報・広聴活動について ・ 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会に対する期待について ・ 消費税転嫁対策特別措置法施行に係る公正取引委員会の取組について ・ 下請法・優越的地位の濫用規制の普及・啓発について ・ 広報・広聴活動について ・ 実態調査等について
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会に対する期待について ・ 地域経済の現状と競争政策の役割について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について ・ 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について ・ 規制改革に伴う対応について ・ 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について ・ 課徴金制度の在り方について ・ 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について ・ 独占禁止政策協力委員制度について
--	---

ウ 公正取引委員会の活動及び独占禁止法の内容等の情報発信

(7) 報道発表等

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合等の審査・相談事例、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。また、毎週水曜日には、事務総長による定例会見を開催している。

平成 26 年度ないし平成 28 年度における報道発表件数は表 15 のとおりであり、事務総長定例会見の件数は表 16 のとおりである。

表 15 報道発表件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
318 件	337 件	374 件

表 16 事務総長定例会見件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
39 件	41 件	36 件

公正取引委員会では、平成 9 年以降、報道発表資料、事務総長定例会見等を含む各種情報をウェブサイトに掲載している。

平成 26 年度ないし平成 28 年度における公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数は、表 17 のとおりである。

表 17 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1,997,895 件	1,801,125 件	2,249,084 件

(イ) ソーシャルメディア等

公正取引委員会の活動状況を国民の幅広い層に対して積極的に発信することを目的として、平成20年からメールマガジンの発行を行っているほか、平成26年6月からTwitter及びFacebook（以下「SNS」という。）の運用を開始し、報道発表のほか公正取引委員会に関連する様々な情報を発信している。

平成26年度ないし平成28年度の年度末時点におけるメールマガジン登録者数及びTwitterのフォロワー数は、表18のとおりである。

表18 メールマガジン登録者数等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
メールマガジン登録者数	5,443名	5,575名	5,771名
Twitterフォロワー数	6,697名	16,614名	31,435名

(ウ) パンフレット及び動画

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、独占禁止法・下請法等の内容や公正取引委員会について説明するパンフレットのほか、中学生向け副教材等のパンフレットを作成し、講演会、懇談会、独占禁止法教室等の参加者等に配布するとともに、公正取引委員会ウェブサイトに掲載している。

また、ミニドラマ等を用いて独占禁止法や下請法の内容を分かりやすく説明する動画を作成し、公正取引委員会ウェブサイトに掲載するとともに、平成27年5月にYouTube公正取引委員会チャンネルを開設し、各種動画を配信している。

平成26年度ないし平成28年度における各種パンフレットのダウンロード件数及び各種動画の再生回数は、表19のとおりである。

表19 各種パンフレットのダウンロード件数及び各種動画の再生回数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
各種パンフレット ¹	95,136件	96,439件	140,038件
各種動画 ²	22,289件	35,997件	66,348件

¹ 「各種パンフレット」とは、①「知ってなっとく独占禁止法」、②「優越的地位の濫用」、③「大規模小売業告示」、④「物流特殊指定」、⑤「わたしたちの暮らしと市場経済」（中学生向け副教材）、⑥「入札談合等関与行為防止法について」、⑦「知るほどなるほど下請法」、⑧「ポイント解説下請法」、⑨「知って得する下請法」、⑩「コンテンツ取引と下請法」、⑪「農協と独占禁止法」及び⑫「消費税転嫁対策に係る事業者向けパンフレット」の12種である。

² 「各種動画」とは、①「公正で自由な競争を目指して」（フルバージョン[日本語版]・[英語版]、ショートバージョン）、②「気を付けよう！取引のルールー優越的地位の濫用規制ー」（フルバージョン、ショートバージョン）、③「そうだったのか！よくわかる下請法」（フルバージョン、ショートバージョン）、④「知

(E) 消費者向け及び子供向けコンテンツ

公正取引委員会ウェブサイトにおいて、消費者の普段の暮らしに関連した独占禁止法違反事例等をイラストを用いて紹介する消費者向けコンテンツのほか、子供に公正取引委員会の活動に親しみを持ってもらえるよう、マスコットキャラクター「どっきん」を用いた漫画やクイズにより独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を分かりやすく紹介する子供向けコンテンツを掲載している。

平成 26 年度ないし平成 28 年度における消費者向けコンテンツ及び子供向けコンテンツへのアクセス件数は、表 20 のとおりである。

表 20 消費者向けコンテンツ及び子供向けコンテンツへのアクセス件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
消費者向けコンテンツ	7,610 件	6,569 件	10,594 件
子供向けコンテンツ	5,777 件	6,532 件	15,964 件

6. 評価

(1) 必要性

公正取引委員会は

- ① 競争の必要性・重要性について理解を得て、競争政策や公正取引委員会の活動を身近なものとし、また、当委員会の活動が円滑に行えるようにすること
- ② 独占禁止法等に対する理解を深めることにより、違反行為を未然に防止すること
- ③ 国民各層から意見・要望等を幅広く聴取することにより、競争政策の有効かつ適切な推進を図ること

などを目的として、各種広報・広聴活動を実施してきている。

ア 広報活動

(ア) 広報イベント

独占禁止法教室は、生徒や学生に対し、競争の重要性・必要性和、独占禁止法や公正取引委員会の役割等について理解してもらうことを目的として行っている（上記目的①）。また、このうち大学生等に対する独占禁止法教室については、独占禁止法等に対する理解を深めてもらうことで、近い将来、社会人となったときに違反行為を行うこ

っておきたい！物流分野の取引ルール」（フルバージョン、ショートバージョン）及び⑤「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の5種である。このうち④の動画は平成 26 年 6 月から、⑤の動画は平成 28 年 7 月から配信を開始したものである。なお、平成 27 年度以降の再生回数は、YouTube 公正取引委員会チャンネルにおける再生回数を含んでいる。

とを未然に防ぐという目的もある（上記目的②）。

消費者セミナーは、独占禁止法が消費者の暮らしに関わっていることや、公正取引委員会の活動について理解してもらうことを目的として行っている（上記目的①）。

一日公正取引委員会は、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るためのものであり、これらの都市の在住者に対し、公正取引委員会の活動について理解してもらうとともに、事業者に独占禁止法等に対する理解を深めてもらうことで、違反行為を未然に防止することを目的として行っている（上記目的①及び②）。

独占禁止法教室、消費者セミナー及び一日公正取引委員会は、いずれも、競争政策に対する国民的理解の増進を図るものであり、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

(イ) 公正取引委員会の活動及び独占禁止法の内容等の情報発信

報道発表は、独占禁止法等の違反事件処理や各種実態調査などについて、その背景や経緯、重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知することにより、公正取引委員会の活動について認知してもらうとともに、独占禁止法等に対する理解を深め、違反行為を未然に防止することを目的として行っているものである（上記目的①及び②）。

これら報道発表についての情報等をウェブサイトに掲載したり、SNSを用いて情報発信することは、情報通信社会における広報活動として、特に重要な役割を果たすものであり、国民がインターネットを通じてより簡易に、公正取引委員会の活動や独占禁止法の内容等に関する各種情報を入手できるようにするものである。また、SNSについては、特に若年層に対する情報発信を意識し、公正取引委員会の活動等に関心や親しみを持ってもらう活動として位置付けている（上記目的①）。

報道発表、公正取引委員会ウェブサイト、SNSなどによる情報発信は、いずれも、競争政策に対する国民的理解の増進を図るものであり、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

また、独占禁止法等についての意義、基本的な枠組みについて国民の理解を得るためには、それを分かりやすく解説するための資料やツールが必要である。各種パンフレットや動画については、主に事業者を対象とし、また、公正取引委員会ウェブサイトに掲載している一般消費者向けコンテンツや子供向けコンテンツは一般消費者や子供（生徒・学生）を対象としているものである。

このような分かりやすい広報資料等を通じた広報活動は、国民各層において競争政策や公正取引委員会の活動を身近なものとするほか、独占禁止法違反行為を未然に防止するために必要である（上記目的①及び②）。

イ 広聴活動

競争政策に対する国民的理解の増進のためには、各界の有識者や全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等に対して継続的に公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、定期的に幅広い意見や要望を聴取することにより、我が国の経済社会の実状に即した政策を実施していくことが重要である。そのためには、広く各界の有識者と意見交換を行うとともに、幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地方有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取すること、各地域の有識者に協力委員を委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時求めていくことが必要である（上記目的①及び③）。

(2) 有効性

ア 広報活動

(7) 独占禁止法教室

独占禁止法教室の開催件数は、表1のとおり、平成26年度においては148件、平成27年度においては164件、平成28年度においては196件であり、いずれの年度においても目標（平成26年度86件、平成27年度111件、平成28年度121件）を達成した。

独占禁止法教室の参加者に対して、内容理解度及び満足度についてアンケート調査を行ったところ、表3-1及び4-1のとおり、いずれの年度においても、内容理解度について「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合は90%超（平成26年度90.9%、平成27年度91.6%、平成28年度90.5%）であり、満足度について「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合は86%超（平成26年度86.4%、平成27年度88.4%、平成28年度86.9%）と高い水準となっている。

また、アンケート調査では、「授業で習ってよく理解できなかったことなどをゲームなど親しみやすいやり方で説明を受けることでとても身近に感じる事ができた。」といった感想や、「公正取引委員会の方に授業をしてもらい、名前しか知らなかった仕事のことが良く分かりました。」などの意見が出され、このほか、地方有識者からも「独占禁止法教室は、社会に出る前の子供に競争政策を教育する非常によい取組だと思う。」といった意見も出されている。

これらのことから、本取組は、有効なものであったと評価できる。

(イ) 消費者セミナー

消費者セミナーにおける開催件数は、表4のとおり、平成26年度においては53件、平成27年度においては57件、平成28年度においては77件であり、いずれの年度においても目標（平成26年度42件、平成27年度42件、平成28年度43件）を達成した。

平成28年度における開催件数の大幅な増加については、特定の消費者団体向けの開催に加え、大学における公開講座、消費生活センター等が主催する講座での開催等、広く一般消費者を対象とするイベントを活用するなどして消費者セミナーを開催できたことによるものである。

消費者セミナーの参加者に対して、内容理解度及び満足度についてアンケート調査を行ったところ、表5及び表6のとおり、内容理解度については、いずれの年度においても、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合は87%超（平成26年度88.3%、平成27年度87.7%、平成28年度87.9%）と高い水準であり、満足度については、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合は、平成26年度79.1%、平成27年度78.1%、平成28年度は71%と、いずれの年度においても70%以上の水準となっている。

また、アンケート調査では、「私達の生活を守るために公正取引委員会が活動していることがよく分かりました。」といった感想や、「公正取引委員会によって安心した生活が出来る事を改めて気にかけて買いたいと思う。」などの意見が出されている。

これらのことから、本取組は、有効なものであったと評価できる。

(ウ) 一日公正取引委員会

一日公正取引委員会の開催回数及びその参加人数は、表7のとおり、平成26年度においては8回・1,440人、平成27年度においては8回・1,686人、平成28年度においては8回・2,222人であり、いずれの年度においても目標（平成26年度8回、平成27年度8回、平成28年度1,490人³）を達成している。なお、平成28年度の参加人数が増加しているのは、主に独占禁止法教室、消費者セミナーの参加人数が増加したことによるものである。

参加者に対してアンケート調査を行ったところ、表8のとおり、い

³ 一日公正取引委員会は、今後も年間8件の回数を維持することが見込まれることから、平成28年度から、開催件数ではなく、当該活動への参加人数を目標値の指標としている。

ずれの年度においても、一日公正取引委員会の取組について、「非常に良い」又は「良い」取組であると回答した参加者の割合は87%超（平成26年度90.3%、平成27年度87.1%、平成28年度87.2%）と高い水準となっている。

また、アンケート調査では、「日ごろ、遠い存在である公正取引委員会が少し身近に感じられました。」といった感想や、「独占禁止法等の法律を知らないので大変いい勉強になりました。」などの感想が出されているほか、協力委員からも、「独占禁止法や下請法の講習会、消費者セミナー、独占禁止法教室などを一つの都市においてワンパッケージで行う『一日公正取引委員会』という取組は、広報活動として有効である。」といった意見も出されている。

これらのことから、本取組は、有効なものであったと評価できる。

(I) 公正取引委員会の活動及び独占禁止法の内容等の情報発信

a 報道発表等

公正取引委員会の活動が、新聞を通じて広く報道されれば、国民の公正取引委員会の活動に関する認知度が高まるとともに、独占禁止法等に関する理解が増進すると考えられることから、報道発表等の有効性は、日刊新聞の報道量を指標とすることによって評価することができると考えられる。

このため、独占禁止法等の違反事件処理や各種実態調査など公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事のうち、平成26年度ないし平成28年度において公正取引委員会が把握したものについて、広告費換算の推計を行った⁴。

平成26年度ないし平成28年度における新聞記事の広告費換算額等は、表21のとおりである。

表21 公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の掲載件数及び広告費換算推計値

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
掲載件数	178件	260件	216件
換算推計値	約2億8416万円	約3億6633万円	約3億7317万円

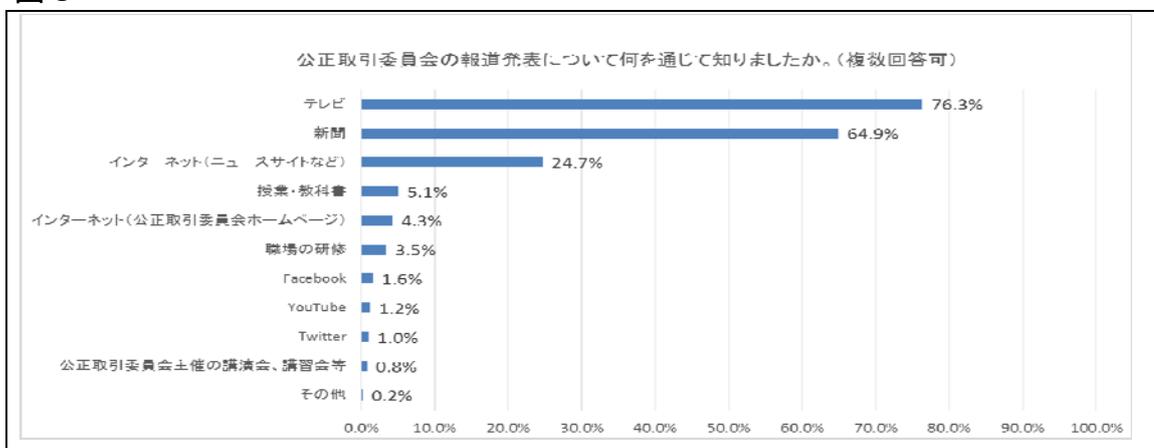
平成26年度ないし平成28年度に報道された新聞記事の掲載件数及び広告費換算推計値は、平成26年度が178件・約2億8416万円、平

⁴ 専門の事業者に広告費換算の推計を委託し、各媒体の広告出稿料金を基に1段×1cm当たりの広告料金を算出し、掲載された記事の面積に当該広告料金を乗じて広告費換算額を算出した。

成27年度が260件・約3億6633万円，平成28年度が216件・約3億7317万円となっている。平成28年度において，平成27年度と比較して報道件数が減少している一方で広告費換算推計値が増加している要因は，企業結合審査案件や実態調査に係る報道が広くなされたことによるものである。

また，広報・広聴活動の有効性について把握するために実施したウェブアンケート調査⁵の結果によれば，公正取引委員会の報道発表を何らかの媒体で見た（聞いた）ことがあると回答した者（490名）に対して，何を通じて知ったか質問したところ，64.9%（318名）が新聞報道で知ったと回答している（最も多かったのは，テレビの報道で知ったと回答した者の76.3%（374名）であった。）（図3）。

図3



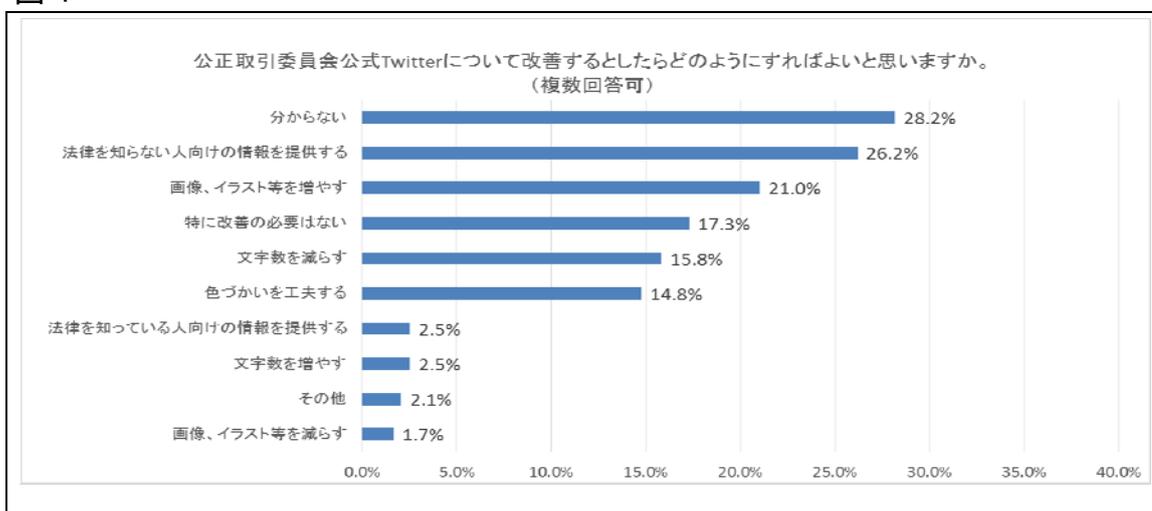
b ソーシャルメディア等

SNSについては，Twitterの閲覧者数（フォロワー数）が，表18のとおり，平成26年度末で5,443名，平成27年度末で16,614名，平成28年度末で31,435名と順調に増加している。他方，協力委員からは「一般の人，特に20代から30代の世代に独占禁止法への関心をもってもらうためには，もっとSNSを活用すべきである。一般の人が関心を持ちそうな情報を分かりやすくして，FacebookやTwitterに掲載してはどうか。」といった意見が寄せられている。また，ウェブアンケート調査の結果によれば，Twitterの改善点として，「法律を知らない人向けの情報を提供する」と回答した者が26.2%（268名）と最も多く，「画像，イラスト等を増やす」と回答した者が21.0%（215名），「文字数を減らす」と回答した者が15.8%

⁵ ウェブ調査会社に調査を委託し，平成29年3月14日から同月16日までの間，1,023名（給与所得者208名，教育関係者154名，学生150名，経営者102名，法曹関係者85名，職業条件なし324名）を対象に，インターネット上でアンケート調査を実施した。

(162名)、「色づかいを工夫する」と回答した者が14.8% (151名) となっている (図4)。

図4



c. パンフレット及び動画

各種パンフレットについては、地方有識者との懇談会、講演会、説明会等の独占禁止法等の内容を説明する機会に事業者等に配布して活用している。

また、公正取引委員会ウェブサイトにおける各種パンフレットのダウンロード件数は、表19のとおり、平成26年度においては95,136件、平成27年度においては96,439件、平成28年度においては140,038件であり、年々増加している。

公正取引委員会ウェブサイト及びYouTube公正取引委員会チャンネルに掲載している各種動画の再生回数は、表19のとおり、平成26年度においては22,289件、平成27年度においては35,997件、平成28年度においては66,348件であり、年々増加している。

協力委員から寄せられた意見の中には、動画について「文章だと難解な印象を受けてしまう法制度の仕組みや意味が分かりやすく解説されていた。」、「ドラマ仕立ての各種法令に関する動画は非常に分かりやすく秀逸である。」といった感想が寄せられている一方で、「公正取引委員会の動画チャンネルは充実していると思うが、アクセス数が少ない。」、「アクセス数が更に増えるようにこのチャンネルの存在についてもっと広報すべきと思う。」といった意見も寄せられている。また、ウェブアンケート調査の結果においても、公正取引委員会について「よく知っている」又は「知っている」と回答した者(475名)であっても、公正取引委員会が作成した動画があることを知っていたと回答した者は7.6%(36名)に過ぎない

ことから、各種動画の認知度を高めるための工夫が必要である。

d 消費者向け及び子供向けコンテンツ

公正取引委員会ウェブサイトに掲載している一般消費者向けコンテンツのアクセス件数は、表20のとおり、平成26年度においては7,610件、平成27年度においては6,569件、平成28年度においては10,594件であった。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載している子供向けコンテンツのアクセス件数は、表20のとおり、平成26年度においては5,777件、平成27年度においては6,532件、平成28年度においては15,964件であり、年々増加している。特に平成28年度は、前年度に比べ、2倍以上に増加している。

協力委員から寄せられた意見の中には、子供向けコンテンツについて「ホームページは分かりやすさが大切であり、そのための方法の一つとしてマンガを使うことが有効だと考えているが、公正取引委員会の『どっきん』というマスコットキャラクターによるクイズコーナーは面白い。」といった感想が寄せられている。

e まとめ

これらのことから、公正取引委員会の活動及び独占禁止法の内容等の情報発信のための各種の取組は、有効なものであったと評価できる。

イ 広聴活動

(7) 独占禁止懇話会

独占禁止懇話会は、表13のとおり、平成26年度ないし平成28年度において、いずれも3回開催し、独占禁止懇話会の会員である各界の有識者から、会合ごとに設定した公正取引委員会の活動に関するテーマについて意見を聴取することに加え、公正取引委員会から有識者に対して、独占禁止法改正法案、独占禁止法違反事件の処理状況等について説明を行うことによって、公正取引委員会の取組に対する理解を増進することができた。この結果、各界を代表する有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

(4) 地方有識者との懇談会

地方有識者との懇談会開催回数は、表9のとおり、平成26年度においては91回、平成27年度においては96回、平成28年度においては86回であり、いずれの年度においても目標（平成26年度81回、平成27年度

82回、平成28年度83回)を達成した。

地方有識者からは、上記(2)アで記載した意見等を含め、公正取引委員会に対する意見・要望等が数多く出されるなど活発な意見交換が行われ、地方有識者と公正取引委員会との間で、競争政策についての相互理解を深めることができた。

なお、地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会に併せて開催した講演会の参加者に対するアンケート調査を行ったところ、表10～12のとおり、公正取引委員会の活動に対して「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合は87.7%、独占禁止法等の内容について「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合は83.9%、公正取引委員会の役割について「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合は87.3%と、いずれも高い水準となっている。

(ウ) 独占禁止政策協力委員制度

平成26年度ないし平成28年度に行った協力委員からの意見・要望の聴取については、意見聴取テーマを事前に定めたことにより、テーマとした公正取引委員会の各種取組に関して協力委員の理解を深めることができたほか、上記(2)アで記載した意見等を含め、多くの具体的な意見・要望を聴取することができた。

(エ) まとめ

このように、地方有識者や協力委員から聴取した意見・要望は、施策の実施において参考とするため全局的に共有されるなど、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしているほか、有識者における競争政策の理解の増進を図ることができたと考えられることから、独占禁止懇話会、地方有識者との懇談会及び協力委員制度は有効な取組であったと評価できる。

(3) 効率性

平成26年度ないし平成28年度における公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額は、表21のとおり、平成26年度約2億8416万円、平成27年度約3億6633万円、平成28年度約3億7317万円であった。この金額は公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る各年度の予算総額(平成26年度約2544万円、平成27年度約2423万円、平成28年度約2420万円)と比べると、平成26年度は約11倍、平成27年度は約15倍、平成28年度は約15倍に当たる金額であることから、公正取引委員会が行った広報活動は、その予算額に比較してより

多くの効果を上げたと評価できる。

また、一日公正取引委員会として講演会、講習会等の複数のイベントを時間割を組んで同一会場で開催することによって参加者が関心に応じてイベントに参加できるようにしていることや、地方有識者や協力委員から意見を聴取する際に独占禁止法教室等の広報・広聴活動の内容や意義を説明し、これらの開催への協力を依頼するなど、複数の広報・広聴活動等を相互に活用していることは、効率性の観点からも評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

測定指標のうち、一日公正取引委員会開催件数及び参加人数、消費者セミナー開催件数、独占禁止法教室開催件数並びに地方有識者との懇談会開催件数については、いずれも数値目標を達成している。

また、「独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況」については、一定の実績を上げており、取組が相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図る上で、必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。

一方、ウェブアンケート調査の結果によると、公正取引委員会について「よく知っている」又は「知っている」と回答した者は46.4%（475名）、また、独占禁止法について「よく知っている」又は「知っている」と回答した者は58.3%（596名）であり、地方有識者や協力委員からも各種広報活動の取組の拡大を求める声があることから、引き続き競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、広報・広聴活動を推進していく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、現在の目標を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進する。

(イ) 測定指標

本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できることから、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進することとするが、以下の点については改善する必要がある。

a 独占禁止法教室及び消費者セミナーの開催

独占禁止法教室及び消費者セミナーは、学生及び消費者の競争政策に対する理解の増進を図るために有効な取組であり、その開催回数は増加傾向にあるが、図1及び2のとおり、開催実績のない又は少ない府県がみられることから、例えば、当該府県における教育関係機関や消費者団体等に積極的にその意義を説明するなどの取組を行っていく必要がある。

b SNSによる情報発信

Twitterの閲覧者数（フォロワー数）は順調に増加しているが、協力委員からは、「もっとSNSを活用すべきである。一般の人が関心を持ちそうな情報を分かりやすくして、FacebookやTwitterに掲載してはどうか。」といった意見が寄せられているほか、ウェブアンケート調査の結果においても、公正取引委員会Twitterの改善点として、「法律を知らない人向けの情報を提供する」、「画像、イラスト等を増やす」といった改善点が挙げられている。このため、SNSによる情報発信に際しては、より分かりやすい表現とすることや、画像、イラスト等を活用するなどの工夫をしていく必要がある。

c 動画

公正取引委員会が作成した各種動画については、協力委員から、評価する意見が寄せられている一方で、アクセス数が更に増えるようにすべきといった意見も寄せられている。また、ウェブアンケート調査の結果においても、各種動画の認知度は低い状況にある。

このため、地方有識者との懇談会、講演会等の場において各種動画の案内文書を配布したり、視聴の機会を設けるなどして各種

動画の認知度を高めていく必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 広報活動の対象者と対象者に対して伝えたいメッセージは何か。</p> <p>(事業者に対しては独占禁止法等の違反行為の未然防止, 学生や消費者, 若年層の社会人等に対しては, 公正取引委員会の認知や独占禁止法等の趣旨の理解等が重要である旨回答した。)</p>	田辺委員
<p>○ 一日公正取引委員会の開催エリアの選定を下請法が普及していない地域, 過去に違反行為が行われた地域等, 戦略的に実施していくことが効果的ではないか。</p> <p>(現状, 地方事務所等の所在地以外の都市でバランスよく開催することとしているが, 意見を踏まえ, 開催エリアを選定する際に検討したい旨回答した。)</p>	中村委員
<p>○ SNSによる情報発信を報道発表を行った案件以外も行うなどして頻度を上げ, 公正取引委員会の認知度を高めることも重要ではないか。</p> <p>(意見を踏まえ, 公正取引委員会の認知度を高めるような発信に取り組んでいく旨回答した。)</p>	若林委員
<p>○ 広報活動の対象者の行動を分析し, 仮説を設定しつつ実施していくなどして, より効果的に広報活動を実施していくことが必要である。</p>	柿崎委員
<p>○ 一日公正取引委員会は, 独占禁止法や下請法の講習会等を1つのパッケージにしているが, どのように実施しているのか。また, その方法を分かりやすく記載していただきたい。</p> <p>(意見を踏まえ, 実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	小西委員
<p>○ 一日公正取引委員会の参加人数が平成 28 年度に増えているが, その理由があれば説明を追記いただきたい。</p> <p>(意見を踏まえ, 実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	小西委員
<p>○ 予算と広告費換算の比較のみで効率性を評価しているが, 別の要素, 例えば, 広報・広聴活動の手数を少なくする観点等からも効率性を検証し, それを記載していただきたい。</p> <p>(意見を踏まえ, 実績評価書に所要の修正を行った。)</p>	小西委員

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査		担当部局名	企業結合課		作成責任者名	企業結合課長 深町 正徳	
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 届出に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表することにより, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。		政策体系上の位置付け		迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させ, 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。			
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業譲受け等)について, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期 平成31年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第1次審査)(注1)	届出の受理後30日以内	29年度	100%					
			100%	100%	100%	100%	100%	
2 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況(第2次審査に移行したもの)(注2)	全ての報告等の受理後90日以内	29年度	100%					
			100%	100%	100%	100%	100%	
3 的確な企業結合審査, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	29年度	的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					
			以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 企業結合の届出受理件数[349件](注3) ② 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[11件] ③ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[9.5頁]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[264件] ② 同左[10件] ③ 同左[6.2頁]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[289件] ② 同左[10件] ③ 同左[7.9頁]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[295件] ② 同左[11件] ③ 同左[8.1頁]	以下を始め, 的確な企業結合審査に努め, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[319件] ② 同左[12件] ③ 同左[8.7頁]	

			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された ④ 企業結合公表事例集へのアクセス件数(注4)[一件]	④ 同左[4,720件]	④ 同左[5,196件]	④ 同左[7,399件]	④ 同左[8,053件]		
			問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額(注5)[約730億円]	⑤ 同左[約4561億円]	⑤ 同左[約19億円]	⑤ 同左[約625億円]	⑤ 同左[約13兆9200億円]		
			企業結合審査によって保護された消費者利益額(注6)[約44億円]	⑥ 同左[約274億円]	⑥ 同左[約1億円]	⑥ 同左[約38億円]	⑥ 同左[約8447億円]		
達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度					
(1) 企業結合の迅速かつ的確な審査に係る経費	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279 (8,130)	10,444	1~3	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止して、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合の当事者、競争業者、需要者等からヒアリングを行うなど所要の調査を行うなどして、迅速かつ的確に企業結合審査を行う。			—
施策の予算額・執行額	8,081 (6,808)	7,366 (7,377)	8,279 (8,130)	10,444	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			—	

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注3) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注4) 企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注5) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題点解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

(注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、ない場合には当該率を3%と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処		担当部局名	管理企画課			作成責任者名	管理企画課長 片桐 一幸	
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査,事情聴取等)を行い,違反行為が認められた場合には,排除措置命令を行うほか,警告等の必要な措置を講ずる。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進させ,一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処するとともに,酒類,石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処し,これらを排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため,独占禁止法違反行為に対して厳正に対処し,独占禁止法違反行為を排除することにより,公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	平成31年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法の厳正な対処によるこれらの排除状況	独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらを排除する。	29年度	独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらを排除する。					本件施策の有効性・効率性を評価するため,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法の排除状況を測定する。	
		以下を始め,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらの排除に努めた。	以下を始め,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらの排除に努めた。	以下を始め,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらの排除に努めた。	以下を始め,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらの排除に努めた。	以下を始め,独占禁止法に違反する私的独占,カルテル,入札談合及び不正な取引方法に厳正に対処し,これらの排除に努めた。			
		① 申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告を除く。)[1,644件]	① 同左[1,277件]	① 同左[1,266件]	① 同左[1,121件]	① 同左[1,134件]			
		② 事件処理件数(法的措置)[20件]	② 同左[18件]	② 同左[10件]	② 同左[9件]	② 同左[11件]			
		③ 事件処理件数(警告)[6件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]	③ 同左[6件]	③ 同左[10件]			
		④ 事件処理件数(注意(注2))[208件]	④ 同左[114件]	④ 同左[102件]	④ 同左[106件]	④ 同左[84件]			
		⑤ 対象事業者数(法的措置)[126名]	⑤ 同左[210名]	⑤ 同左[132名]	⑤ 同左[39名]	⑤ 同左[51名]			
		⑥ 対象事業者数(警告)[6名]	⑥ 同左[1名]	⑥ 同左[5名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[11名]			
		⑦ 課徴金額[250億7644万円]	⑦ 同左[302億4283万円]	⑦ 同左[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	⑦ 同左[91億4301万円] (注6)			
⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[113名]	⑧ 同左[181名]	⑧ 同左[128名]	⑧ 同左[31名]	⑧ 同左[32名] (注6)					

			<p>一事業者当たりの課徴金額[2億2191万円]</p> <p>⑨ 同左[1億6708万円]</p> <p>⑩ 同左[1億3392万円]</p> <p>⑨ 同左[2億7454万円]</p> <p>⑨ 同左[2億8571万円] (注7)</p>	<p>⑨ 同左[1億6708万円]</p> <p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑩ 同左[0件]</p>	<p>⑨ 同左[1億3392万円]</p> <p>⑩ 同左[61件]</p> <p>⑩ 同左[61件]</p> <p>⑩ 同左[102件]</p> <p>⑩ 同左[7件]</p> <p>⑩ 同左[4件]</p> <p>⑩ 同左[15か月(同左-)]</p> <p>⑩ 同左[約15か月(同左-)]</p> <p>⑩ 同左[約20か月(同左約3か月)]</p> <p>⑩ 同左[約15か月(同左約2か月)]</p>	<p>⑨ 同左[2億7454万円]</p> <p>⑩ 同左[1件]</p> <p>⑩ 同左[102件]</p> <p>⑩ 同左[7件]</p> <p>⑩ 同左[4件]</p> <p>⑩ 同左[約15か月(同左-)]</p> <p>⑩ 同左[約20か月(同左約3か月)]</p> <p>⑩ 同左[約15か月(同左約2か月)]</p>	<p>⑨ 同左[2億8571万円] (注7)</p> <p>⑩ 同左[0件]</p> <p>⑩ 同左[124件]</p> <p>⑩ 同左[9件]</p> <p>⑩ 同左[124件]</p> <p>⑩ 同左[9件]</p> <p>⑩ 同左[約15か月(同左約2か月)]</p> <p>⑩ 同左[6,077行]</p> <p>⑩ 同左[約749億円]</p>			
2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	29年度	原則2か月以内						本指標は、独占禁止法違反行為に対する対処状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定したものであり、その目標については、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」に基づき、設定した。
				2か月	2.1か月	1.9か月	1.7か月	2.0か月		
3	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	29年度	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業における不当廉売事件について迅速な対処状況を測定する。
				以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。		
				① 小売業に係る不当廉売申告件数[8,173件]	① 同左[5,966件]	① 同左[5,620件]	① 同左[5,210件]	① 同左[6,090件]		
				② 小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[1,736件]	② 同左[1,366件]	② 同左[982件]	② 同左[841件]	② 同左[1,155件]		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544	1～3	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。	—
施策の予算額・執行額	228,846 (192,095)	256,132 (171,076)	256,548 (167,010)	244,544	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説	

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。

(注3) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注4) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注5) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

(注6) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。

(注7) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化		担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室			作成責任者名	取引企画課長 品川 武 取引調査室長 垣内 晋治 相談指導室長 山岡 誠朗	
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行い、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 相談事例の公表件数	10件以上	29年度	10件以上					相談事例の公表件数については、相談事例集の充実度を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。	
			13件	12件	14件	12件	13件		
2 取引実態調査結果の公表件数	1件以上	29年度	2件以上			1件以上		取引実態調査結果の公表件数については、取引実態調査の実施・公表等の状況を測定する指標の一つとして、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定したものであり、目標値は、取引実態調査に必要な標準的な人員、期間等を前提として設定した。	
			1件	1件	0件	0件	1件		
3 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	29年度	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発状況を測定する。	
			以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。		
			① ガイドラインの説明会の開催件数[90件]	① 同左[102件]	① 同左[69件]	① 同左[86件]	① 同左[92件]		
			② ガイドラインの説明会の参加者数[約3,980名]	② 同左[約5,490名]	② 同左[約4,050名]	② 同左[約5,310名]	② 同左[約6,860名]		
			③ 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[7件]	③ 同左[5件]	③ 同左[5件]	③ 同左[6件]	③ 同左[2件]		
			④ 不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約250名]	④ 同左[約170名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約350名]	④ 同左[約40名]		

4	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	29年度	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施状況を測定する。
				以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[1,203件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数(注)[-件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[1,046件] ② 同左[13,763件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[1,068件] ② 同左[8,238件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[947件] ② 同左[15,800件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[977件] ② 同左[16,150件]		
5	取引実態調査の実施・公表等を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	29年度	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、取引実態調査の実施・公表等の状況を測定する。
				以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 取引実態調査の係属件数[2件] 事業者、事業者団体等に対する要請・指導件数[4件] ③ 講習会、講師派遣等の実施回数[6件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書(本体)のアクセス件数(注)[-件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書(概要)のアクセス件数(注)[-件]	以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[3件] ② 同左[8件] ③ 同左[2件] ④ 同左[5,309件] ⑤ 同左[11,121件]	以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[1件] ② 同左[0件] ③ 同左[0件] ④ 同左[1,336件] ⑤ 同左[1,346件]	以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[3件] ② 同左[0件] ③ 同左[0件] ④ 同左[0件] ⑤ 同左[0件]	以下を始め、取引実態調査の実施・公表等を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[4件] ② 同左[12件] ③ 同左[1件] ④ 同左[3,370件] ⑤ 同左[6,998件]		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費	9,041 (6,610)	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840	1～5	取引慣行等の適正化を図るため、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応、③事業活動の実態調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。	—
施策の予算額・執行額	9,041 (6,610)	9,299 (7,373)	21,832 (16,285)	28,840	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

(注) 掲載物について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-4)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用		担当部局名	企業取引課 下請取引調査室		作成責任者名	企業取引課長 平塚 敦之 下請取引調査室長 小菅 英夫	
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。		政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。				
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処すること。また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。		目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用すること、また、違反行為を未然に防止する観点から下請法の普及・啓発を図ることが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施予定時期	平成31年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 勧告事件の処理期間	10か月以内	29年度	100%					勧告事件の処理期間については、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する勧告事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。
			56.3%	40.0%	28.6%	50.0%	36.4%	
2 指導事件の処理期間	3か月以内	29年度	100%					指導事件の処理期間については、下請法違反行為への対処状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するための指標であり、その目標値は、迅速に処理することが求められる指導事件の実態に即した処理期間に基づき設定した。
			98.5%	98.7%	97.6%	96.9%	96.0%	
3 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。	29年度	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。					本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況を測定する。
			下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	
			① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数:38,781名、 下請事業者数: 214,042名](注1・2)	① 同左 [親事業者数:38,974名、 下請事業者数: 214,044名]	① 同左 [親事業者数:38,982名、 下請事業者数: 213,690名]	① 同左 [親事業者数:39,101名、 下請事業者数: 214,000名]	① 同左 [親事業者数:39,150名、 下請事業者数: 214,500名]	
			② 違反事件の処理件数(勧告)[16件]	② 同左[10件]	② 同左[7件]	② 同左[4件]	② 同左[11件]	
			③ 違反事件の処理件数(指導)[4,550件]	③ 同左[4,949件]	③ 同左[5,461件]	③ 同左[5,980件]	③ 同左[6,302件]	
			④ 措置によって直接保護された下請事業者の利益[57億94万円](注3)	④ 同左[6億7087万円]	④ 同左[8億7120万円]	④ 同左[13億2622万円]	④ 同左[23億9931万円]	

		下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。						
4 下請法の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	下請法の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	29年度	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	本件施策の有効性・効率性を評価するため、下請法の普及・啓発状況を測定する。
			下請取引適正化推進講習会の開催数[30回]	① 同左[34回]	① 同左[30回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	
			下請取引適正化推進講習会の参加者数[3,845人]	② 同左[4,454人]	② 同左[3,927人]	② 同左[4,881人]	② 同左[4,385人]	
			下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[92.2%](注4)	③ 同左[90.8%]	③ 同左[91.2%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[91.1%]	
			下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[94.8%](注4)	④ 同左[93.3%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[93.8%]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[326,659件]	⑤ 同左[59,279件]	⑤ 同左[130,531件]	⑤ 同左[180,715件]	⑤ 同左[189,013件]	
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数82,258件]	⑥ 同左[34,569件]	⑥ 同左[28,981件]	⑥ 同左[36,760件]	⑥ 同左[44,103件]	
			⑦ 勧告事件の日刊報道量[5,872行](注5)	⑦ 同左[1,058行]	⑦ 同左[1,443行]	⑦ 同左[485行]	⑦ 同左[1,639行]	
⑧ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[-件](注6)	⑧ 同左[103,101件]	⑧ 同左[102,877件]	⑧ 同左[72,556件]	⑧ 同左[151,234件]				

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 下請法の的確な運用に係る経費	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694	1~4	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除し、また、下請取引適正化推進講習会の開催や下請法に関するパンフレット・テキストを作成、配布して下請法の普及啓発を図る。	—
施策の予算額・執行額	138,206 (103,292)	136,608 (101,623)	137,772 (123,261)	198,694	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成29年1月20日 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 平成28年6月2日 経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～(閣議決定)	

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

(注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注6) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-5)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴		担当部局名	官房総務課				作成責任者名	官房総務課長 藤本 哲也	
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。		政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。				政策評価実施予定時期	平成32年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 独占禁止法教室開催件数	141件以上	29年度	76件以上	86件以上	86件以上	111件以上	121件以上	141件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の開催件数については、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。	
			112件	141件	148件	164件	196件			
2 独占禁止法教室参加者における①同教室の内容に対する理解度、②同教室の内容に対する満足度、③同教室の講義を受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同教室の講義を受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり(注2)	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	29年度			—			①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	独占禁止法教室に関する①～④の測定指標については、広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した。目標値の設定根拠は、①及び②の測定指標については過去5年間の平均値を基に設定し、③及び④の測定指標については、平成28年度下半期から関東甲信越地区でアンケートを実施しており、同アンケート結果を踏まえ設定した。	
			①88% ②87% ③— ④—	①91% ②88% ③— ④—	①91% ②86% ③— ④—	①92% ②88% ③— ④—	①91% ②87% ③— ④—			
3 消費者セミナーの開催件数	53件以上	29年度	41件以上	42件以上	42件以上	42件以上	43件以上	53件以上	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数については、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。	
			50件	49件	53件	57件	77件			
4 消費者セミナー参加者における①同セミナーの内容に対する理解度、②同セミナーの内容に対する満足度、③同セミナーを受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同セミナーを受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり(注2)	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	29年度			—			①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	消費者セミナーに関する①～④の測定指標については、広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した。目標値の設定根拠は、①及び②の測定指標については過去5年間の平均値を基に設定し、③及び④の測定指標については、他の広報活動において実施しているアンケート結果を考慮するなどして設定した。	
			①83% ②74% ③— ④—	①84% ②70% ③— ④—	①88% ②79% ③— ④—	①88% ②78% ③— ④—	①88% ②71% ③— ④—			

5	一日公正取引委員会の開催状況	参加人数 1,610人以上	29年度	開催件数8件	開催件数8件	開催件数8件	開催件数8件	参加人数 1,490人以上	参加人数 1,610人以上	一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会, 独占禁止法教室, 相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)は, 今後も年間8件の開催を維持することが見込まれることから, 開催件数ではなく, 当該活動への参加人数を指標として選定し, 本施策の進捗状況の測定及び有効性の評価を行うことが適当と考えられる。 目標値については, 各事務所における過去3年間の参加人数の平均値等を合計したものとした。
				8件 (2,262人)(注1)	8件 (1,603人)	8件 (1,440人)	8件 (1,686人)	2,222人		
6	地方有識者との懇談会開催件数	87件以上	29年度	83件以上	80件以上	81件以上	82件以上	83件以上	87件以上	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し, 当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催件数については, 競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し, 本施策の有効性を評価するために選定した指標であり, 目標値は, これまでの実績を考慮するなどして設定した。
				委員等	10	8	8	9	8	
				地方事務所長等	72	80	83	87	78	
				合計	82	88	91	96	86	
				独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに, 国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。						
				以下を始め, 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに, 国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて, 競争政策に対する理解の増進に努めた。						
				① 独占禁止懇話会の開催回数[2回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]	① 同左[3回]		
				② 報道発表件数[258件]	② 同左[286件]	② 同左[318件]	② 同左[337件]	② 同左[374件]		
				各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[5億2245万円]	③ 同左[3億9036万円]	③ 同左[2億8416万円]	③ 同左[3億6633万円]	③ 同左[3億7317万円]		
				④ メールマガジン登録件数[5,070名]	④ 同左[5,382名]	④ 同左[5,443名]	④ 同左[5,575名]	④ 同左[5,771名]		

7 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。	29年度	⑤ twitter フォロワー数[-名](注3)	⑤ 同左[-名](注3)	⑤ 同左[6,697名]	⑤ 同左[16,614名]	⑤ 同左[31,435名]	本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施状況を測定する。
			⑥ 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[1,938,070件]	⑥ 同左[2,114,771件]	⑥ 同左[1,997,895件]	⑥ 同左[1,801,125件]	⑥ 同左[2,249,084件]	
			⑦ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画の再生件数[515,846件]	⑦ 同左[180,667件]	⑦ 同左[130,812件]	⑦ 同左[145,537件]	⑦ 同左[232,944件]	
			⑧ 一日公正取引委員会参加者の評価[79%](注4)	⑧ 同左[91%]	⑧ 同左[90%]	⑧ 同左[87%]	⑧ 同左[87%]	
			⑨ 講演会参加者の公正取引委員会の活動に対する理解の向上[-%](注5)	⑨ 同左[-%](注5)	⑨ 同左[-%](注5)	⑨ 同左[-%](注5)	⑨ 同左[88%](注5)	
			⑩ 講演会参加者の独占禁止法・下請法の理解の向上[-%](注5)	⑩ 同左[-%](注5)	⑩ 同左[-%](注5)	⑩ 同左[-%](注5)	⑩ 同左[84%](注5)	
			⑪ 講演会参加者の公正取引委員会の役割についての賛同[-%](注5)	⑪ 同左[-%](注5)	⑪ 同左[-%](注5)	⑪ 同左[87%](注5)		

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費	25,437 (19,881)	24,227 (21,160)	24,197 (20,278)	23,974	1~7	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	-
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会(内数)	4,146 (2,784)	4,135 (3,154)	4,029 (3,024)	3,950	6		2
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,634 (1,149)	1,640 (1,000)	1,716 (961)	1,727	7-①		3
施策の予算額・執行額	25,437 (19,881)	24,227 (21,160)	24,197 (20,278)	23,974	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

- (注1) 同測定指標は、平成27年度まで「開催件数」を測定することとしていたが、平成28年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注2) 3-①~3-④、5-①~5-④の測定指標については、公正取引委員会が消費者セミナー又は独占禁止法教室の参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、3-①、5-①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、3-②、5-②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、3-③、5-③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった」又は「やや深まった」と回答した参加者の割合、3-④、5-④については講義等を受けて公正取引委員会や独占禁止法に対する興味・関心が高まったかとの問に対し、「高まった」又は「やや高まった」と回答した参加者の割合を記載している。
- (注3) twitter は平成26年6月から開始のため、平成26年度については、同月以降の数を記載している。
- (注4) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対する評価について「非常に良い」又は「良い」と回答した参加者の割合を記載した。
- (注5) 7-⑨~7-⑪の測定指標については、有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、7-⑨については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、7-⑩については講演会を聴講して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、7-⑪については講演会を聴講して独占禁止法、公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し、「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-6)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進		担当部局名	官房国際課			作成責任者名	官房国際課長 原 一弘	
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。		政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	80%以上	29年度	80%以上					開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援について、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を指標として把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性を評価する。その目標値については、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。	
			99%	91%	90%	97%	99%		
2 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	34件以上	29年度	16件以上	34件以上	30件以上	29件以上	33件以上	34件以上	公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知することについて、公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を指標として把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価する。その目標値については、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。
			35件	34件	30件	37件	41件		

			<p>二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。</p>					
			<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	
<p>3 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上による我が国の競争政策の状況の海外への周知状況</p>	<p>二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知</p>	<p>29年度</p>	<p>① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[4回]</p> <p>② ICN(国際競争ネットワーク)(注2)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]</p> <p>③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[6回]</p> <p>④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[13回]</p> <p>⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[16回]</p> <p>⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[50,229件]</p> <p>⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[79,021件]</p>	<p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[20回]</p> <p>⑤ 同左[18回]</p> <p>⑥ 同左[75,861件]</p> <p>⑦ 同左[17,766件]</p>	<p>① 同左[2回]</p> <p>② 同左[4回]</p> <p>③ 同左[4回]</p> <p>④ 同左[22回]</p> <p>⑤ 同左[16回]</p> <p>⑥ 同左[80,058件]</p> <p>⑦ 同左[15,828件]</p>	<p>① 同左[8回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[22回]</p> <p>⑤ 同左[15回]</p> <p>⑥ 同左[88,305件]</p> <p>⑦ 同左[23,403件]</p>	<p>① 同左[5回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[6回]</p> <p>④ 同左[27回]</p> <p>⑤ 同左[12回]</p> <p>⑥ 同左[184,144件]</p> <p>⑦ 同左[134,779件]</p>	<p>本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等の状況を測定する。</p>

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な 経費	53,541 (53,000)	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620	1～3	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。	—
ア 国際競争組織分担金(内数)	305 (291)	346 (330)	377 (360)	346	—		1
施策の予算額・執行額	53,541 (53,000)	57,718 (56,135)	67,466 (62,531)	68,620	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議	

(注1) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成28年3月現在、120か国・地域から133の競争当局が参加している。

(注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また、平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会29-7)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争的な市場環境の創出のための提言等	担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 岩成 博夫 経済調査室長 山本 大輔 調整課長 藤井 宣明
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。	政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月

測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況	参加人数 20,000人以上	29年度	128回以上	160回以上	201回以上	242回以上	272回以上	参加人数 20,000人以上	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数については、今後も300回前後の開催を維持することが見込まれることから、実施回数ではなく、当該活動への参加人数を指標として選定し、本施策の進捗状況の測定及び有効性の評価を行うことが適当と考えられる。目標値については、平成28年度の参加人数(約20,000人)を踏まえ設定した。
			235回	312回 (21,730人) (注1, 2)	318回 (21,314人)	317回 (24,494人)	287回 (20,467人)		
2 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度(注3)	90%以上	29年度	—				90%以上		入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の理解度及び有益度については、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえ、高水準といえる値を設定した。
			95.3%	96.3%	95.6%	95.7%	96.1%		
3 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度(注4)	90%以上	29年度	—				90%以上		入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後の職場内周知の予定については、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均値とした。
			94.0%	95.2%	94.5%	95.1%	95.8%		
4 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後の職場内周知の予定(注5)	85%以上	29年度	—				85%以上		入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後の職場内周知の予定については、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均値とした。
			82.7%	90.6%	88.4%	89.1%	90.1%		

5 公開セミナーの開催回数	3回以上	29年度	3回以上					公開セミナー(広く一般から参加者を募り、競争政策研究センターの研究成果の発表等を行うもの)の開催回数については、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。	
			3回	3回	3回	3回	3回		
6 公開セミナーのテーマ選定に係る参加者の満足度(注6)	80%以上	29年度	—				80%以上	公開セミナー及び国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度については、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、一定の知識を有する者以外の者が比較的多く参加することを踏まえ、高水準といえる値を設定した。	
			—	—	—	—	85.8%		
7 国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度(注7)	80%以上	29年度	—				80%以上	公開セミナー及び国際シンポジウムのテーマ選定に係る参加者の満足度については、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、一定の知識を有する者以外の者が比較的多く参加することを踏まえ、高水準といえる値を設定した。	
			—	—	—	—	94.4%		
8 実態調査報告書の公表件数	1件以上	29年度	—				1件以上	実態調査結果の公表件数については、実態調査の実施・公表の状況を測定する指標の一つとして、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定したものであり、目標値は、実態調査に必要となる標準的な人員、期間等を前提として設定した。	
			1件	0件	1件	1件			
9 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	29年度	—					公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信による、本件施策の有効性・効率性を評価するために設定した。
			<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>(1) 企業再生への国家の関与と競争政策[125名]</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>(1) 経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状[74名]</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>(1) 独占禁止法と日本経済—グローバル化・イノベーション・規制改革—[117名]</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>(1) 欧州企業結合規制の現状(デジタルプラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて)[36名]</p>	<p>公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。</p> <p>① 公開セミナー参加人数</p> <p>(1) 課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方[126名]</p>		

			<p>競争法の視点からみた特許紛争-欧米のIT分野における動向を中心として-[137名]</p> <p>特許制度と競争政策について-FTC知的財産権報告書(2011年公表)を題材として-[64名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[128名](テーマ:新興国における競争政策の役割)</p>	<p>「日本の競争政策:歴史的概観」等[82名]</p> <p>電子書籍市場の動向について[81名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[139名](テーマ:デジタルエコノミーにおける競争政策)</p>	<p>中国における独占禁止法運用について[36名]</p> <p>諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析[51名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[158名](テーマ:急増する特許権とイノベーション~競争政策の役割~)</p>	<p>中国における独占禁止法と知的財産権の関係について[73名]</p> <p>独占禁止法と知的財産法の交錯-日中比較の観点から-[23名]</p> <p>② 一(注8)</p>	<p>中国における知的財産権濫用規制の動向[57名]</p> <p>新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策[69名]</p> <p>国際シンポジウム参加人数[178名](テーマ:電子商取引における垂直的制限:競争政策の観点から)</p>		
各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価10の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。	29年度	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上状況を測定する。
			<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>各府省において実施された規制の事前評価の件数に対して競争評価チェックリスト(注9)を用いた競争評価が実施された件数の割合[93.5%]</p> <p>競争評価に関する検討会議の開催回数[3回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[0回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[100%]</p> <p>② 同左[2回]</p>		
			実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進する。						
			<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>① 調査の係属件数[1件]</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>① 同左[1件]</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>① 同左[1件]</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>① 同左[2件]</p>	<p>以下を始め、実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示し、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備の促進に努めた。</p> <p>① 同左[1件]</p>		

11 事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備による事業者間の競争促進状況	実態調査の実施・公表を通じて競争政策上の考え方を示すことにより、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備を促進する。	29年度	② 説明会、講習会、講師派遣等の実施回数[3件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書(本体)のアクセス件数(注10)[-件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書(概要)のアクセス件数(注10)[-件]	② 同左[0件] ③ 同左[185件] ④ 同左[594件]	② 同左[46件] ③ 同左[2,356件] ④ 同左[5,519件]	② 同左[0件] ③ 同左[287件] ④ 同左[360件]	② 同左[2件] ③ 同左[4,826件] ④ 同左[4,343件]		本件施策の有効性・効率性を評価するため、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境整備による事業者間の競争促進状況を測定する。
---	--	------	--	--	---	--	--	--	--

達成手段	予算額計(執行額) (千円)				当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度				
(1) 競争的な市場環境の創出に係る経費	43,557 (35,208)	43,747 (35,162)	43,505 (33,479)	43,563		1~11		-
ア 競争政策研究センター(内数)	23,428 (19,765)	22,097 (17,502)	22,029 (16,509)	21,780		5, 6, 9-①	競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。	4
イ 政府規制・公的制度等に関する検討会議(内数)	1,417 (1,256)	1,288 (0)	1,266 (413)	1,000		10-②		5
施策の予算額・執行額	43,557 (35,208)	43,747 (35,162)	43,505 (33,479)	43,563		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説	

- (注1) 同測定指標は、平成28年度まで「実施回数」を測定することとしていたが、平成29年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注2) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したものもある。
- (注3) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。
- (注4) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。
- (注6) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーのテーマについて、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注7) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムのテーマについて、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注8) 国際シンポジウムの開催時期は、例年2月又は3月であったが、平成27年度の実施分については平成28年6月に開催することとしたため、平成27年度においては開催していない。
- (注9) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。
- (注10) 報告書について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。平成24年度においては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。